

17 陳情 第 50 号	新宿区政務調査費の使途の在り方に関する陳情
付託委員会	議会運営委員会
受理及び付託 年 月 日	平成17年11月25日受理、平成17年11月29日付託
陳情者	新宿区南元町 _____ _____

(要 旨)

政務調査費「使途基準」の使用可能範囲を会派任せにせず統一的に定めること。
 条例第11条の議長の調査権限を有効的に活用すること。
 政務調査費の適正な運用を監視するため、第三者機関の創設を検討すること。

(理 由)

地方分権と区民参加の気運が高まるなかで、議員の政策能力が向上し積極的な政策提案が行われたり、また議員や議会の積極的な情報公開と必要な説明責任がなされることは区民にとっても大いに歓迎するところである。

地方自治法第100条第13項及び14項の改正に基づき、本区においても「新宿区政務調査費の交付に関する条例」を制定し、平成13年4月1日から施行されたのは、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保する」(平成12年5月18日衆議院地方行政委員会)との立法趣旨に基づくものである。

本区では条例により、全ての会派が月額15万円に会派の人数を乗じた金額を区長に請求し、調査研究に資するための経費の一部として交付を受け、現に活用している。

平成16年度分については総額6,840万円が交付され、その使途及び収支状況については本年7月17日付「新宿区議会だより」第221号でも紹介されている。また、収支報告書や領収書等の証拠書類(写し)については区議会事務局で閲覧することが出来る。

そこで、陳情者はこの間新宿区の情報公開制度及び幹事長会確認事項(平成13年6月28日、9月19日)により、四半期収支状況報告書と添付された証拠書類等を閲覧するとともに、適宜写しの交付を受けた。

政務調査費の使途に関して言えば、条例第 8 条及び新宿区規則で定める「使途基準」により項目及び内容など明示されており、その内容は「会派が行う」ことを原則としている。しかし、証拠書類等を閲覧する限りにおいては、使途基準から逸脱した使用があるとの印象を受けた。例えば自動車のリース代、月極駐車場代、ガソリン代、自宅や携帯の電話代、自宅で購読している新聞代、名刺や印鑑の作成費などがあるが、これらは議員個人用の使途にあたるものである。

ところで証拠書類とは、いわゆる領収書だけでなく広報紙などの成果物や視察報告書或いは納品書・請求書類なども含まれるのであるが、これらを添付した会派は稀で、領収書のみでの添付で済ませている会派が圧倒的である。

また領収書の中には、宛名は「上様」で、商品名は無く、ただ「品代」として記載されたものがあり、これでは社会通念上領収書として認め難いものであり、公金の支出に係るものとしては不適切である。

また人件費については少なからぬ会派が活用しているが、調査研究を補助する職員としての調査研究内容、成果物や勤務実態などの明示がなかったり、親族・身内と思われる者に支払いしている例があるなど、透明性に欠けている。

以上、現行の政務調査費の使途状況や使用範囲は、各会派ともバラバラで統一性がなく、また前述のように問題点も多い。そこで、政務調査費を使用した議員の説明責任を明確にし、区民が理解し納得出来るように改善することが重要となっている。使途基準の内容については使用可能な範囲や細目を統一的に設定すること、成果物、視察報告書、請求書など証拠になるものを添付すること、雇用した者の勤務実態などを明らかにすること、パスネット・スイカ・イオカード・各種回数券などはチケットショップで換金できるので購入は認められないこと、さらに条例第 11 条に基づく議長の調査権限を有効に活用して、不適切な使用を未然に防止するなどが検討されてよいと思われる。

政務調査費に関しては、その実施や運用にあたって各地でトラブルがあり、住民監査請求や住民訴訟が提起され、使途費用の返還勧告がなされている場合もある。

本区においては、特別職報酬等審議会において政務調査費の実績について報告があり、審議されているが、具体的な問題の指摘などは所管外である。

今般、先駆的な新宿区議会議員政治倫理条例が施行されることになったのであるから、この条例が言う、「議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし」、「議会が区民から信頼を得て、清浄で民主的な区政の発展に寄与」するためにも、冒頭の陳情の趣旨を採択し、実施に移されることを強く望み、陳情する次第である。